

5 類感染症への移行後の新座市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策

1 基本的な感染対策

○ 平時から実施する対策

- ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導
- ・ 通常の清掃活動による清潔な空間の確保
- ・ マスクの着用を求めないことを基本とするが、着脱については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねられることを基本とする。

○ 感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染対策

地域や学校において感染が流行している場合には、活動場面に応じて以下の措置を一時的に講じることが考えられる。

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること 等

2 出席停止の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とする。

※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、「検体を採取した日から5日間を経過するまで」を基準とする。

3 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者の特定は行わない。また、そのことを踏まえ、

- ・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等
- ・学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていないものについては、直ちに出席停止の対象とする必要はない。

4 部活動の活動について

陽性者の発生人数に応じた一律の活動停止措置は行わないこととする。ただし、部活動内で感染が拡大し、集団感染の恐れがある場合等には、校長が必要に応じて活動停止及びその期間を判断する。

◆ 保護者の皆様へのお願い ◆

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には自宅で休養することが重要です。無理に登校させることのないようお願いいたします。

